

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 21.11.20 第 173 回国会第 3 号

11 月 20 日（金）第 3 回の委員会が開かれました。

- 1 国際連合安全保障理事会決議第 1874 号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出第 12 号）
- ・前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。
  - ・前原国土交通大臣、武正外務副大臣、辻元国土交通副大臣、榛葉防衛副大臣及び三日月国土交通大臣政務官に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 黒岩宇洋君（民主）

- ・この法律案では領海における船舶検査について規定しているが、無害通行権との関係で国際法上問題はないのか。
- ・公海において船舶検査を行う際には旗国の同意を必要としているが、同意を得る手順、同意の形式はどのようなものか。
- ・公海上で船舶検査を行う際に、旗国の同意がなかった場合、旗国が回航指示を行うこととしている。その際、旗国や回航先が日本と外交面で距離がある場合、検査を行うことができない場合もあり得ると思うが、こうしたスキームで、船舶検査の実効性はあるのか。

輸出入禁止を実施しているため、決議における義務の履行という点では、この法律案に基づく貨物検査を実施しなくても、既に 100%実施しているといえるのではないか。

## 中島隆利君（民主）

- ・公海上で船舶検査ができる国際法上の根拠は何か。
- ・この法律案に基づく海上保安庁の船舶検査の範囲は海域上どの程度にまで及ぶのか。
- ・この法律案は、第 171 回国会に提出された「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」の第 9 条第 2 項を削除したものとなっているが、同条項を削除した趣旨は何か。

## 穀田恵二君（共産）

- ・この法律案が、第 171 回国会に提出された「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」の第 9 条第 2 項を削除しただけで他は同じであるということは、この法律案の各条項に関する考え方は、第 171 回国会提出法案に関する前内閣の国会答弁を引き継ぐと考えてよいか。
- ・国連安保理決議第 1874 号で各国に義務付けられているのは、北朝鮮に係るすべての武器・関連物資の輸出入の禁止及び禁止物品を輸送する疑いのある北朝鮮船舶への燃料供給の禁止であり、貨物検査の実施は要請にすぎない。日本はすべての北朝鮮船籍の入港禁止及び北朝鮮に係る